

和体協第 1032 号
平成29年12月20日

各加盟団体会長 様

公益社団法人和歌山県体育協会
会長 仁坂吉伸

公益社団法人和歌山県体育協会加盟団体のスポーツ仲裁機構への登録について

平素は、本協会の諸事業につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協会は、スポーツに関する法やルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与していくために、平成29年11月10日に開催しました公益社団法人和歌山県体育協会第3回定時理事会において、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択を審議し、承認いたしました。

このことにより、スポーツ競技又はその運営に関する決定事項に対する不服申立てについては、迅速かつ適正に解決を図ることが出来るようになります。

つきましては、本協会加盟団体におかれましても、本年3月27日、本協会臨時総会で説明しましたとおり、健全な協会、連盟の運営による本県スポーツ振興のために、日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択を速やかに御検討いただき、団体内で承認が得られる場合は採択の手続きを進めていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、採択を組織決定された場合は、別紙様式により下記担当者あて御報告いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人和歌山県体育協会

事業係 操本 隆紀

Tel073-431-3982 Fax073-433-4408

Mail waka-taikyo06@wakayama-taikyo.or.jp

公益社団法人和歌山県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人和歌山県体育協会（以下「本会」という）におけるスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁により、迅速かつ適正に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、仲裁機構が定める「スポーツ仲裁規則」（以下「規則」という）に基づき行われる仲裁により、解決するものとする。

2 前項に規定する競技者等とは、規則第3条第2項の規定によるものとする。

(本規程の変更)

第3条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、平成29年11月10日から施行する。